


所管部課	都市建設部 土木課		部長	内藤 峰 雄																						
件名	市道路線の一部廃止について（市道第547号線）																									
	区分	○	1審議事項		2報告事項																					
関係事項	条例規則																									
	部課機関																									
1. 要旨																										
<p>(1) 都市計画道路3・5・20号線の第2工区工事完成に伴い、市道第1580号線との交差点から西側の武蔵村山市との行政界までの区間について、新路線と重複することから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線の一部廃止を行うため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th></th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>廃止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道第547号線</td> <td>旧</td> <td>東大和市奈良橋 6丁目706番5先</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1413番1先</td> <td>3.64～ 17.25m</td> <td>1477.39m</td> <td>延長 391.20m</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>東大和市奈良橋 6丁目706番5先</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1315番先</td> <td>3.64～ 6.81m</td> <td>1086.19m</td> <td>面積 5104.25㎡</td> </tr> </tbody> </table>							路線名		起点	終点	幅員	延長	廃止区間	市道第547号線	旧	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1413番1先	3.64～ 17.25m	1477.39m	延長 391.20m	新	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1315番先	3.64～ 6.81m	1086.19m	面積 5104.25㎡
路線名		起点	終点	幅員	延長	廃止区間																				
市道第547号線	旧	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1413番1先	3.64～ 17.25m	1477.39m	延長 391.20m																				
	新	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1315番先	3.64～ 6.81m	1086.19m	面積 5104.25㎡																				
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																										
<p>(2) 影響と効果 一部廃止することにより、適切な路線として管理できる。</p>																										
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																										
<p>平成18年 3月 都市計画道路3・5・20号線第1工区完成時に、市道第547号線の区域変更として処理済み。</p> <p>平成28年 3月 都市計画道路3・5・20号線第2工区完成予定。</p>																										
3. 留意事項（問題点等）																										
<p>市道第14号線を認定する案件と関連する。</p>																										
4. 主管部処理案（検討結果等）																										
<p>平成28年第1回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																										
5. 審議結果																										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。